

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年2月13日
【四半期会計期間】	第149期第3四半期（自平成24年10月1日至平成24年12月31日）
【会社名】	株式会社横河ブリッジホールディングス
【英訳名】	Yokogawa Bridge Holdings Corp.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 吉田 明
【本店の所在の場所】	東京都港区芝浦四丁目4番44号
【電話番号】	03(3453)4111(代表)
【事務連絡者氏名】	経理部長 宮本 英典
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝浦四丁目4番44号
【電話番号】	03(3453)4111(代表)
【事務連絡者氏名】	経理部長 宮本 英典
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【企業情報】

## 第1【企業の概況】

## 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第148期 第3四半期連結 累計期間	第149期 第3四半期連結 累計期間	第148期
会計期間	自平成23年 4月1日 至平成23年 12月31日	自平成24年 4月1日 至平成24年 12月31日	自平成23年 4月1日 至平成24年 3月31日
売上高(百万円)	51,590	64,117	72,725
経常利益(百万円)	1,572	2,346	2,027
四半期(当期)純利益(百万円)	205	1,136	262
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	133	1,676	1,281
純資産額(百万円)	49,670	51,800	50,821
総資産額(百万円)	90,198	98,383	95,044
1株当たり四半期(当期)純利益 金額(円)	4.63	26.10	5.91
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	-	-	-
自己資本比率(%)	54.3	51.9	52.8

回次	第148期 第3四半期連結 会計期間	第149期 第3四半期連結 会計期間
会計期間	自平成23年 10月1日 至平成23年 12月31日	自平成24年 10月1日 至平成24年 12月31日
1株当たり四半期純利益金額又は 1株当たり四半期純損失金額 ( )(円)	1.10	10.57

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成していますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。

2. 売上高には、消費税等は含んでいません。

3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載していません。

## 2【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ（当社および当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

### 2【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

#### (1)業績の状況

当社グループの当第3四半期累計期間（平成24年4月1日～平成24年12月31日）における受注高は、橋梁事業、建築環境事業および先端技術事業のそれぞれの事業で前年同期を上回ることができました。その結果、総受注高は前年同期に対し30.7%増となる637億2千万円となりました。

経営成績については、売上高は641億1千万円（前年同期比24.3%増）、営業利益は22億6千万円（同53.1%増）、経常利益は23億4千万円（同49.2%増）、四半期純利益は11億3千万円（同452.5%増）となりました。前年同期においては法人税率引下げに伴う税金費用の追加的な計上を行ったため、当期の四半期純利益の増加が特に大きくなっています。

セグメントの業績は、次のとおりです。

#### (橋梁事業)

国内橋梁の発注状況については、国土交通省と地方自治体からの発注量が前年同期から半減しているものの、高速道路会社からの発注量が増加しているため、全体では前年同期並みの発注量で推移しています。このようななかで当社グループは当第3四半期において町田立体高架橋（関東地方整備局）、下糟屋第三高架橋（中日本高速道路）、南本牧ふ頭出入口（首都高速道路）、新天門橋（熊本県）などの大型工事を受注することができました。その結果、橋梁事業の受注高は482億4千万円（前年同期比31.8%増）となり、前年同期を大きく上回りました。

橋梁事業の売上高は豊富な手持ち工事の進捗により482億8千万円（同24.5%増）と増加し、セグメント利益も17億6千万円（同7.5%増）と増加しました。受注高と生産高が増加するなかで、採算の厳しい工事も幾つか存在していますので、それらの工事一つ一つについて対策を講じ、さらなる損益の改善に努力していきます。

#### (建築環境事業)

建築環境事業の受注高については、当第3四半期においてもシステム建築事業の好調が持続し、141億9千万円（前年同期比23.8%増）となりました。

システム建築事業のみならず建築事業、環境事業とも前年同期の生産を上回ったため、建築環境事業全体の売上高は142億5千万円（同33.1%増）となり、セグメント利益は10億円（同188.0%増）となりました。システム建築事業の安定的・継続的な受注により生産効率が向上していますが、当第3四半期のシステム建築事業の受注高は第1四半期並びに第2四半期の受注高を若干下回ったため、第4四半期の生産は下降気味となる見込みです。今後も引き続きビルダー網の活用あるいは販路の拡大などにより受注量の確保に努めていきます。

#### (先端技術事業)

受注の低迷が続いていました先端技術事業については、当第3四半期から回復の兆しが見え始め、12億9千万円（前年同期比85.2%増）の受注高となりました。

先端技術事業の売上高は、受注の減少が続いたため8億7千万円（同37.1%減）にとどまり、セグメント利益についても1億6千万円の損失（前年同期は7千万円の損失）となりました。第4四半期には当第3四半期に受注した案件の売上高計上で損失を取り戻し、通期での黒字化を目指していきます。

#### (不動産事業)

不動産事業は、当社グループ保有の不動産を賃貸資産として運用しています。当第3四半期累計期間の売上高は、6億9千万円（前年同期比0.7%減）となり、セグメント利益は、3億4千万円（同30.0%増）となりました。

## (2) 財政状態の分析

### (資産)

当第3四半期連結会計期間末における総資産は、前連結会計年度末に比べ33億3千万円増加し、983億8千万円となりました。流動資産は623億7千万円となり、前連結会計年度末に比べ41億7千万円増加しました。その主な要因は、売上高の増加に伴い「受取手形・完成工事未収入金等」が増加したことによるものです。

固定資産は360億1千万円となり、前連結会計年度末に比べ8億3千万円減少しました。その主な要因は、減価償却の進捗により固定資産が減少したことによるものです。

### (負債)

負債は、前連結会計年度末に比べ23億5千万円増加し、465億8千万円となりました。その主な要因は、工事の進捗に伴い「未成工事受入金」が減少したものの、生産量の増加に伴い運転資金の借入れが増加したことによるものです。

### (純資産)

純資産は、前連結会計年度末に比べ9億7千万円増加し、518億円となりました。その主な要因は、四半期純利益を計上したことによるものです。この結果、自己資本比率は51.9%（前連結会計年度は52.8%）となりました。

## (3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりです。

### 基本方針の内容の概要

当社グループは、創業以来、「社会公共への奉仕と健全経営」を経営理念として掲げ、橋梁、建築等の各事業分野において着実に実績を積み上げ、安全かつ品質の高い製品を提供することにより、国内外の社会資本整備・保全等への貢献を果たしてまいりました。そして、顧客との強固な信頼関係を築き、橋梁・建築等鋼構造製品分野におけるリーディングカンパニーとして社会的評価を確立するとともに、新たな事業分野を開拓してグループの成長・拡大を図り、当社グループの企業価値および株主の皆様との共同の利益の確保・発展に努めてまいりました。

今後も、当社グループは、社会資本の整備・保全等を担う企業グループとして、その公共的使命と社会的責任を全うし、良質な社会資本を提供していくために、さらに経営基盤を強化し、経営品質を高め、企業価値を向上させていく所存であり、各事業分野において顧客からの高水準な要求に耐えうる高度な技術力・施工能力、安全・品質の維持・管理力、それらを支える優れた人的・物的資産、顧客・取引先事業者その他ステークホルダーとの間に築かれた強固な信頼関係、事業の継続・拡大のため効率的に配分されるべき経営資源および健全財務の経営力等、当社グループにおいてその企業価値を創出する諸々の源泉といえるものについて、これらをしっかりと保持し、一層堅固なものにしていく必要があると考えております。

一方、上場会社である当社株式は、株主・投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社株式に対する大規模な買付行為（以下、大規模な買付行為といいます）があった場合においても、当社グループの企業価値・株主の皆様との共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するべきものではなく、大規模な買付行為の提案に応じるべきか否かの最終的判断は、個々の株主の皆様による自由な意思によってなされるべきであると考えます。

しかしながら、当社といたしましては、当社グループの財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの企業理念である「社会公共への奉仕と健全経営」の経営理念に基づく経営方針、健全かつ安定的な経営を行っていくための経営資源、当社グループの企業価値を創出する諸々の源泉を十分に理解したうえで、当社グループの企業価値・株主の皆様との共同の利益を継続的に確保し発展させていくことができる者でなければならないと考えており、これら企業価値の源泉に対する十分な理解とそれらを着実に育て強化させていく中長期的視野に立つ経営こそが、当社グループへの信頼を高め、また当社グループの企業価値を発展させ、ひいては株主の皆様との共同の利益の安定的かつ持続的な確保・発展につながるものと確信いたしております。

従いまして、当社は、大規模な買付行為や買付提案等がなされた場合は、当該大規模な買付行為等を行った者から大規模な買付行為等に係る必要かつ十分な情報が提供され、当社取締役会が株主の皆様に対してそれに対する代替案を提案するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様が当社グループの企業価値・株主の皆様との共同の利益の継続的な確保と発展の観点から、大規模な買付行為等に係る買付提案と当社取締役会による代替案等を比較し大規模な買付行為等に応じるべきか否かを判断することを可能にし、加えて当社グループの企業価値・株主の皆様との共同の利益を著しく損なうような大規模な買付行為等についてはこれを阻止するための枠組みを株主の皆様のご意思に基づき構築しておくことが必要であると判断しております。

## 基本方針の実現に資する取り組み

当社は、基本方針の実現に資する取り組みとして以下の施策を実施し、当社グループの企業価値・株主の皆様の共同の利益の向上に努めております。

### a. 中期経営計画の推進

当社グループは、平成22年2月に、平成22年度を初年度とする、3カ年の中期経営計画を策定いたしました。この中期経営計画では、厳しい事業環境に置かれている橋梁・建築事業などの主力事業の強化を図るとともに、高い成長性が見込める事業として、保全・海外・環境・土木関連事業の4事業を新たに重点事業として位置づけ、積極的に経営資源を投入し成長をより確実なものにすることを主な内容としております。

### b. 持株会社化による経営体制の強化

当社グループは、持株会社としてグループ内事業会社の経営管理を行う当社のほか、株式会社横河ブリッジ、横河工事株式会社、株式会社横河システム建築、株式会社横河住金ブリッジ、株式会社檜崎製作所、株式会社横河技術情報、株式会社横河ニューライフ、株式会社ワイ・シー・イーの計9社から構成され、この体制のもと、「選択と集中」による経営資源の効率的配分および各事業領域の調整・拡大等を含め、グループの経営計画を迅速に意思決定し、計画目標達成に向け一層の努力を重ねております。現在、当社グループは、業容拡大・成長を旨として全力を挙げて邁進しており、当社グループの企業価値・株主の皆様の共同の利益の継続的な確保・発展を図っているところであります。

### c. 内部統制の充実化

当社グループは、経営基本方針の一つとして「経営品質の向上」を掲げ、コンプライアンス・社会規範の尊重をさらに徹底し、有効な内部統制の確立等と併せて経営品質の向上を図っていくことにしております。

独占禁止法をはじめ国内外全ての法令を遵守し、また、企業倫理ならびに社会規範等を尊重して企業行動を行うことを規定した「Y B H Dグループ企業行動憲章」の完全実施を行っております。さらに、教育研修等を通じて同憲章遵守の徹底を図るとともに、コンプライアンスについての教育研修を継続的に実施し、法令遵守のもと業務を行っていくために必要な制度、社内規定、マニュアル等の充実化も図っております。

さらに内部監査・管理体制につきましては、監査室を中心とした業務監査を行う体制において営業部門等に対し監査を行っております。当社監査室と各事業会社に設置した監査担当部が連携して監査を行う体制を整え、実行しております。当社グループの企業価値・株主の皆様の共同の利益の継続的な確保・発展を図るため、コーポレート・ガバナンスの強化充実に向けた諸施策に全力で取り組んでいるところであります。

## 基本方針に照らして不適切な者が支配を獲得することを防止するための取り組み

本プランの内容の概要は次のとおりであります。本プランは、( )当社の株券等について、保有者の株券等保有割合の合計が20%以上となる買付け、または( )当社の株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合およびその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け（ただし、当社取締役会が予め承認したものを除き、このような行為を以下、大規模買付行為といい、また、大規模買付行為を行い、または行おうとする者を大規模買付者といいます）を対象とし、大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、大規模買付行為に先立ち、当社取締役会に対して、本プランに定められた手続に従う旨の誓約等を日本語で記載した「大規模買付意向表明書」の提出、また、大規模買付行為に対する株主の皆様のご判断および当社取締役会の評価・検討のために必要かつ十分な、日本語で記載された情報（以下、大規模買付情報といいます）の提供等を求めます。

当社取締役会は、外部専門家等（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家をいい、以下同じとします）の助言を得て、大規模買付者による大規模買付情報の提供が完了したと合理的に判断した場合には、60日間（対価を円貨の現金のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合）または90日間（その他の大規模買付行為の場合）を当社取締役会による評価、検討、意見形成、代替案立案のための期間（以下、取締役会検討期間といいます）として設定いたします。取締役会検討期間において、当社取締役会は、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得て、当社グループの企業価値・株主の皆様の共同の利益の継続的な確保・発展の観点から、提供された大規模買付情報を十分に評価・検討し、大規模買付者と当社取締役会の事業計画等に関する比較検討および当社取締役会による代替案の検討等を行います。

当社取締役会は、取締役会検討期間の経過後、大規模買付行為を大規模買付情報等に基づき評価・検討した結果、当該大規模買付行為が専ら大規模買付者の短期的な利得のみを目的とするものである等、当社グループの企業価値・株主の皆様の共同の利益を著しく損なうと認められるものと判断した場合または該当すると客観的・合理的に疑われる事情がある場合においては、その具体的な条件・方法等の如何を問わず、当該大規模買付行為を当社グループの企業価値および株主の皆様の共同の利益を著しく損ない、またはそのおそれがある買収行為とみなし、原則として当社株主総会において株主の皆様の賛成多数を得ることができれば、当該大規模買付行為に対する必要かつ相当な対抗措置(以下、対抗措置といいます)を講じることといたします。

当社は、対抗措置の発動に関しては、原則として株主総会における株主の皆様の判断により行うものとしておりますが、本プランのルールが遵守されない場合、ならびに大規模買付行為が、その方法・期間等により、当社取締役会による大規模買付行為に対する評価・検討、および対抗措置発動に関わる株主の皆様のご判断のための株主総会の開催に必要な時間が不足すると当社取締役会が認める場合など限られた場合において、当社取締役会は、当該大規模買付行為を当社グループの企業価値および株主の皆様の共同の利益を著しく損なう買収行為とみなし、例外的措置として、当社取締役会の意思決定のみによって、当該大規模買付行為に対し対抗措置を講じる場合があります。

本プランに基づく対抗措置としては、原則として、新株予約権の無償割当てを実施することをその内容といたします。

なお、本プランの有効期間は、平成27年6月開催予定の定時株主総会終結の時までとなっております。また、本プランの詳細につきましては、当社ホームページ(<http://www.ybhd.co.jp/>)に掲載されている平成24年5月14日付当社プレスリリース「当社株式の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)の継続について」をご参照下さい。

上記各取り組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

a. 当該取り組みが基本方針に沿うものであること

中期経営計画、コーポレート・ガバナンスの強化等の企業価値向上のための取り組みは、当社グループの企業価値・株主の皆様の共同の利益の継続的な確保と発展のための具体的方策として策定し、実施しているものであり、まさに基本方針に沿うものであります。

また、本プランは、大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為が不適切な買付行為でないかどうかを株主の皆様および当社取締役会が判断するために必要な情報およびその内容の評価・検討等に必要期間を確保し、当社取締役会が株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うことなどを可能にすることで、企業価値・株主の皆様の共同の利益を確保し、発展させるための枠組みであり、基本方針に沿うものであります。

b. 当該取り組みが株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

ア. 買収防衛策に関する指針等の要件を満たしていること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則)を全て充足しており、また、平成20年6月30日付けの企業価値研究会の報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」が求める、買収防衛策の導入および発動の要否について取締役自ら責任をもって判断し、そのうえで株主に対する説明責任を果たすこと等当該報告書の内容に準拠しております。

イ. 株主共同の利益の確保・発展の目的をもって継続されていること

本プランは、大規模買付行為が行われる際に、それに応じるべきか否かを株主の皆様が判断するために必要な情報や時間、あるいは当社取締役会による代替案の提示を受ける機会の確保も含め当社グループの企業価値・株主の皆様の共同の利益に資するための措置を行うことを可能にするものであり、当社グループの企業価値および株主共同の利益を確保し、発展させるという目的をもって継続されるものです。

ウ. 株主意思を重視するものであること

本プランは、当社第148回定時株主総会において承認の決議がなされたことにより継続されたものです。また、本プランの有効期間満了の前であっても、株主総会において、本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更または廃止されることとなります。

さらに、大規模買付行為が行われた場合には、本プランに基づいた対抗措置の発動について、原則として株主総会においてその賛否を株主の皆様にご判断いただくこととなっております。

従いまして、本プランの内容は、当社株主の皆様の意思を重視する内容となっております。

エ．合理的な客観的発動要件が設定されていること

本プランは、予め定められた合理的・客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

オ．第三者専門家の意見を取得すること

本プランは、当社取締役会が大規模買付行為に対する代替案の検討および対抗措置発動等に関する判断を行う際に、外部専門家等の第三者の助言を得ることができるようになっており、当社取締役会による判断の公正性・客観性がより強く担保された仕組みとなっております。

カ．デッドハンド型もしくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社取締役会により廃止することができることから、当社株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能ですので、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型（取締役会の構成の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

(4) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発費の総額は1億8千万円です。

なお、当第3四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

### 第3【提出会社の状況】

#### 1【株式等の状況】

##### (1)【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	180,000,000
計	180,000,000

###### 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在 発行数(株) (平成24年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成25年2月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	45,564,802	45,564,802	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 1,000株
計	45,564,802	45,564,802	-	-

##### (2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

##### (3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

##### (4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

##### (5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成24年10月1日～ 平成24年12月31日	-	45,564,802	-	9,435	-	9,142

##### (6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

## (7)【議決権の状況】

## 【発行済株式】

平成24年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 2,379,000	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 42,517,000	42,517	-
単元未満株式	普通株式 668,802	-	-
発行済株式総数	45,564,802	-	-
総株主の議決権	-	42,517	-

(注)「単元未満株式」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が173株含まれています。

## 【自己株式等】

平成24年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
(自己保有株式) 株式会社横河ブリッジ ホールディングス	東京都港区芝浦四丁 目4番44号	2,379,000	-	2,379,000	5.22
計	-	2,379,000	-	2,379,000	5.22

## 2【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4【経理の状況】

### 1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に準拠して作成し、「建設業法施行規則」（昭和24年建設省令第14号）に準じて作成しています。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（平成24年10月1日から平成24年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成24年4月1日から平成24年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、協和監査法人による四半期レビューを受けています。

1【四半期連結財務諸表】  
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成24年12月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金預金	10,113	8,079
受取手形・完成工事未収入金等	37,096	44,392
有価証券	5,209	4,482
たな卸資産	1,469	1,427
その他	4,352	4,032
貸倒引当金	42	43
流動資産合計	58,197	62,370
固定資産		
有形固定資産		
土地	12,131	12,131
その他(純額)	9,185	8,857
有形固定資産合計	21,316	20,989
無形固定資産		
	979	951
投資その他の資産		
投資有価証券	10,444	10,296
その他	4,166	3,825
貸倒引当金	61	50
投資その他の資産合計	14,549	14,071
固定資産合計	36,846	36,012
資産合計	95,044	98,383

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成24年12月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形・工事未払金等	15,651	16,966
短期借入金	-	5,000
1年内返済予定の長期借入金	1,000	5,000
未払法人税等	1,086	942
未成工事受入金	3,747	1,950
工事損失引当金	4,248	4,021
賞与引当金	1,697	918
その他の引当金	113	101
その他	1,587	1,669
流動負債合計	29,133	36,569
固定負債		
長期借入金	6,723	1,723
退職給付引当金	6,845	7,121
役員退職慰労引当金	849	560
その他	671	608
固定負債合計	15,089	10,012
負債合計	44,223	46,582
純資産の部		
株主資本		
資本金	9,435	9,435
資本剰余金	10,088	10,089
利益剰余金	33,702	34,448
自己株式	961	1,267
株主資本合計	52,265	52,705
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	281	693
土地再評価差額金	2,329	2,329
その他の包括利益累計額合計	2,048	1,636
少数株主持分	603	731
純資産合計	50,821	51,800
負債純資産合計	95,044	98,383

## (2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

## 【四半期連結損益計算書】

## 【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)
売上高	51,590	64,117
売上原価	44,997	56,874
売上総利益	6,592	7,242
販売費及び一般管理費	5,113	4,979
営業利益	1,478	2,263
営業外収益		
受取利息	12	17
受取配当金	175	168
その他	110	122
営業外収益合計	299	309
営業外費用		
支払利息	80	88
為替差損	23	5
コミットメントフィー	44	42
前受金保証料	15	20
持分法による投資損失	16	20
団体定期保険料	0	31
その他	26	16
営業外費用合計	205	225
経常利益	1,572	2,346
特別利益		
固定資産売却益	28	-
投資有価証券売却益	4	-
会員権売却益	-	19
その他	-	0
特別利益合計	32	19
特別損失		
固定資産処分損	2	3
投資有価証券評価損	93	-
退職給付引当金繰入額	-	111
その他	1	2
特別損失合計	97	118
税金等調整前四半期純利益	1,507	2,248
法人税等	1,223	984
少数株主損益調整前四半期純利益	283	1,264
少数株主利益	77	127
四半期純利益	205	1,136

【四半期連結包括利益計算書】  
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益	283	1,264
その他の包括利益		
其他有価証券評価差額金	416	411
その他の包括利益合計	416	411
四半期包括利益	133	1,676
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	210	1,548
少数株主に係る四半期包括利益	77	127

【会計方針の変更】

会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更

(減価償却方法の変更)

当社および国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、第1四半期連結会計期間より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しています。

これによる当第3四半期連結累計期間の損益に与える影響は軽微です。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

(税金費用の計算)

税金費用については、当第3四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しています。

ただし、当該見積実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合には、法定実効税率を使用する方法によっています。

なお、法人税等調整額は、「法人税等」に含めて表示しています。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

1. 当座貸越契約及び貸出コミットメントライン契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うために取引銀行6行と当座貸越契約および取引銀行8行と貸出コミットメントライン契約を締結しています。

これらの契約に基づく借入未実行残高は次のとおりです。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成24年12月31日)
当座貸越契約極度額および貸出コミットメントラインの総額	16,000百万円	17,000百万円
借入実行残高	- 百万円	5,000百万円
差引額	16,000百万円	12,000百万円

2. 偶発債務

前連結会計年度(平成24年3月31日)

当社ならびに(株)横河ブリッジ、(株)檜崎製作所は、平成20年5月23日に国土交通省から、また平成20年6月26日に東日本高速道路(株)、中日本高速道路(株)、西日本高速道路(株)および独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(以下旧JH4社)から、それぞれ鋼橋上部工工事の入札談合に係る損害賠償の請求を受けました。当社グループは、これらの請求内容を慎重に検討いたしました結果、それぞれに対し当社グループの受注工事に係る損害賠償金の全額を支払いました。

国土交通省の損害賠償請求につきましては、未解決の工事案件について、国土交通省が被請求の一部事業者の有する工事代金との相殺を行ったことにより、当該事業者が損害賠償金の全額を負担したため、これにより、国土交通省との間においては損害賠償に係る問題は終了いたしました。しかしながら、被相殺の事業者より、当社グループに対し、損害賠償の一部の求償に係る請求をされております。

一方、旧JH4社は、平成20年12月19日に当社ならびに(株)横河ブリッジに対して、支払いに応じない事業者の未払分の連帯債務として、独占禁止法第25条に基づく損害賠償請求訴訟を東京高等裁判所に提訴し、さらに民法第715条の使用者責任に基づく損害賠償請求訴訟を東京地方裁判所に提訴しました。その後、徐々に損害賠償の支払いに応ずる事業者が現れたことに伴い、損害賠償請求に係る案件は減ってきております。訴訟中の案件については、当社グループに係る訴訟案件について旧JHの請求を一部認容する高裁判決が出されたことから、当社グループは当該判決に対し慎重に検討し、最高裁判所に上告をいたしました。

今後、本件への対応を慎重に検討し行ってまいります。

当第3四半期連結会計期間(平成24年12月31日)

当社ならびに(株)横河ブリッジ、(株)檜崎製作所は、平成20年5月23日に国土交通省から、また平成20年6月26日に東日本高速道路(株)、中日本高速道路(株)、西日本高速道路(株)および独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(以下旧JH4社)から、それぞれ鋼橋上部工工事の入札談合に係る損害賠償の請求を受けました。当社グループは、これらの請求内容を慎重に検討いたしました結果、それぞれに対し当社グループの受注工事に係る損害賠償金の全額を支払いました。

国土交通省の損害賠償請求につきましては、未解決の工事案件について、国土交通省が被請求の一部事業者の有する工事代金との相殺を行ったことにより、当該事業者が損害賠償金の全額を負担したため、これにより、国土交通省との間においては損害賠償に係る問題は終了いたしました。しかしながら、被相殺の事業者より、当社グループに対し、損害賠償の一部の求償に係る請求をされております。

一方、旧JH4社は、平成20年12月19日に当社ならびに㈱横河ブリッジに対して、支払いに応じない事業者の未払分の連帯債務として、独占禁止法第25条に基づく損害賠償請求訴訟を東京高等裁判所に提起し、さらに民法第715条の使用者責任に基づく損害賠償請求訴訟を東京地方裁判所に提起しました。その後、徐々に損害賠償の支払いに応ずる事業者が現れたことに伴い、損害賠償請求に係る案件は減ってきております。また、訴訟の状況につきましては、独占禁止法第25条に基づく損害賠償請求訴訟において旧JHの請求を一部認容する高裁判決が出されたことから、当社グループは当該判決に対し慎重に検討した結果、最高裁判所に上告し、また、民法第715条の使用者責任に基づく損害賠償請求訴訟においても旧JHの請求を一部認容する地裁判決が出されたことから、当社グループは当該判決に対しても慎重に検討した結果、東京高等裁判所に控訴いたしました。

今後、本件への対応を慎重に検討し行ってまいります。

#### (四半期連結損益計算書関係)

##### 退職給付引当金繰入額

当第3四半期連結累計期間(自平成24年4月1日至平成24年12月31日)

連結子会社㈱横河技術情報の確定給付企業年金の年金数理債務の計算は、旧主幹事会社の要請により確定給付企業年金法施行規則第52条の「簡易な基準」を適用していましたが、平成24年7月の主幹事会社変更に伴い同施行規則第43条の基準に変更されました。この変更により退職給付債務の積立不足が111百万円発生しましたので、特別損失に計上しています。

#### (四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成していません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりです。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)
減価償却費	1,157百万円	1,019百万円

#### (株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年12月31日)

##### 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年6月29日 定時株主総会	普通株式	201	4.50	平成23年3月31日	平成23年6月30日	利益剰余金
平成23年10月31日 取締役会	普通株式	198	4.50	平成23年9月30日	平成23年11月28日	利益剰余金

当第3四半期連結累計期間(自平成24年4月1日至平成24年12月31日)

##### 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年6月28日 定時株主総会	普通株式	196	4.50	平成24年3月31日	平成24年6月29日	利益剰余金
平成24年10月29日 取締役会	普通株式	194	4.50	平成24年9月30日	平成24年11月29日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント					調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	橋梁事業	建築環境 事業	先端技術 事業	不動産事業	計		
売上高							
外部顧客への売上高	38,778	10,710	1,398	702	51,590	-	51,590
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	0	-	-	0	0	-
計	38,778	10,711	1,398	702	51,590	0	51,590
セグメント利益又は損 失( )	1,642	349	74	263	2,181	702	1,478

(注)1. セグメント利益の調整額 702百万円は、全社費用等であり、主に当社の総務・人事・経理部門等の管理部門に係る費用です。

2. セグメント利益又は損失( )は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っています。

2. 報告セグメントごとの資産に関する情報

前連結会計年度の末日に比して、当第3四半期連結会計期間末の報告セグメントごとの資産の金額が著しく変動しています。その概要は、以下のとおりです。

賃借していた本社ビル他2物件を購入したことにより、不動産事業は3,078百万円、調整額の全社は829百万円、それぞれセグメント資産が増加しています。

当第3四半期連結累計期間(自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント					調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	橋梁事業	建築環境 事業	先端技術 事業	不動産事業	計		
売上高							
外部顧客への売上高	48,286	14,253	879	697	64,117	-	64,117
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	-	-	-	-	-	-
計	48,286	14,253	879	697	64,117	-	64,117
セグメント利益又は損 失( )	1,766	1,006	166	342	2,949	685	2,263

(注)1. セグメント利益の調整額 685百万円は、全社費用等であり、主に当社の総務・人事・経理部門等の管理部門に係る費用です。

2. セグメント利益又は損失( )は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っています。

## (金融商品関係)

四半期連結財務諸表規則第17条の2の規定に基づき、注記を省略しています。

## (有価証券関係)

四半期連結財務諸表規則第17条の2の規定に基づき、注記を省略しています。

## (1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額および算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額	4円63銭	26円10銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	205	1,136
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	205	1,136
普通株式の期中平均株式数(千株)	44,389	43,548

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

## (重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 2【その他】

平成24年10月29日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

(イ) 中間配当による配当金の総額.....194百万円

(ロ) 1株当たりの金額.....4円50銭

(ハ) 支払請求の効力発生日および支払開始日.....平成24年11月29日

(注) 平成24年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行っています。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年2月12日

株式会社横河ブリッジホールディングス  
取締役会 御中

### 協和監査法人

代表社員  
業務執行社員 公認会計士 高山 昌茂 印

代表社員  
業務執行社員 公認会計士 小澤 昌志 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社横河ブリッジホールディングスの平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成24年10月1日から平成24年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成24年4月1日から平成24年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

#### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

#### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社横河ブリッジホールディングス及び連結子会社の平成24年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。